武蔵溝ノロ駅南口周辺整備に伴う散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更 (拡大)案に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱(ポイ捨て)防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱と路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成28年度中に武蔵溝ノロ駅南口の整備が完了するため、武蔵溝ノロ駅周辺の重点区域を変更(拡大)することにつきまして、パブリックコメントを実施しました。

その結果、9通(意見総数9件)の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	武蔵溝ノロ駅南口周辺整備に伴う散乱防止及び路上喫煙防止の重
	点区域変更(拡大)案について
意見の募集	平成28年9月1日(木)から
	平成28年9月30日(金)まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、ファクシミリ
募集の周知方法	・市政だより
	・市ホームページ
	・各区役所市政資料コーナー、橘出張所
	・かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)
	市民文化局市民生活部地域安全推進課
	環境局生活環境部減量推進課

3 結果の概要

意見提出数 (意見数)		9通 (9件)
(内訳)	電子メール	6通(6件)
	郵送	1通(1件)
	持参	1通(1件)
	ファクシミリ	1通(1件)

4 意見の内容と対応

寄せられた意見の内容は、重点区域変更(拡大)の指定区域追加に関する意見や、重点区域指 定案に沿った意見、施策に関する要望等がありました。

指定区域追加に関する意見については、当該区域について改めて実施した調査等から総合的に 勘案し、重点区域に反映した上で指定することとします。

【御意見に対する対応区分】

A: 御意見を踏まえ、重点区域指定案に反映させるもの

B: 御意見の趣旨が重点区域指定案に沿った意見であり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの

C: 今後の施策を推進する中で、参考とするもの

D:施策に関する要望の御意見であり、施策内容を説明するもの

E: その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	В	С	D	Е	計
(1)武蔵溝ノロ駅周辺の重点区域変更(拡大)等に関する意見	2					2
(2)重点区域における指定喫煙場所に関する意見		2				2
(3)路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散 乱防止対策に関する意見				3		3
(4) その他の意見				2		2
合計	2	2		5		9

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 武蔵溝ノロ駅周辺の重点区域変更(拡大)等に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	案として示された区域に隣接する以下	重点区域(案)は、主にターミナル駅	Α
	の場所・道路等も重点区域に指定してほ	の駅前広場を起点とした主要道路及びこ	
	しい。(2件)	れらと接続した公共的施設、商店街等へ	
	・洗足学園と重点区域指定案を結ぶ道路	の道路等を指定しており、現地における	
	・溝口駅西口商店街の入口前から武蔵溝	通行量やたばこの吸い殻の数などの実態	
	ノロ駅北口バスターミナルを結ぶ東急	調査の結果を勘案して設定したもので	
	田園都市線の高架下の道路	す。	
		御意見のありました区域については近	
		隣の町内会等からも要望をいただいてお	
		り、洗足学園入口までの道路については	
		通学時間帯に非常に多くの児童・生徒が	
		通行することから安全を考慮し、また、	
		溝口駅西口商店街の入口前から武蔵溝ノ	
		口駅北口バスターミナルを結ぶ東急田園	
		都市線の高架下の道路については狭隘な	
		がら相当量の人通り等があったこと、歩	
		行者に占める喫煙者の割合やたばこの吸	
		い殻等の散乱物が多かったことから、総	
		合的に勘案し、重点区域として指定する	
		こととしました。	

(2) 重点区域における指定喫煙場所に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	武蔵溝ノ口駅南口にも指定喫煙場所を	本条例は、道路や駅前広場などでの喫	В
	設置してほしい。(2件)	煙が周囲の歩行者にやけどを負わせた	
		り、衣類などに焼け焦げをつけたりする	
		おそれがあることから、他の歩行者に対	
		して危険となる行為を防止し、歩行者の	
		安全を確保することを目的として制定し	
		ています。	
		重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者	
		を一定の場所に誘導することにより、歩	
		行者が前述の危険を回避することを目的	
		としており、武蔵溝ノ口駅南口周辺にも	
		指定喫煙場所を設置します。	
		設置にあたっては、主要な歩行者動線	
		から外れた場所に設置するとともに、タ	
		バコの煙によって周辺歩行者等が感じる	
		不快感を軽減するための仕切りを設置し	
		ます。	

(3)路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見

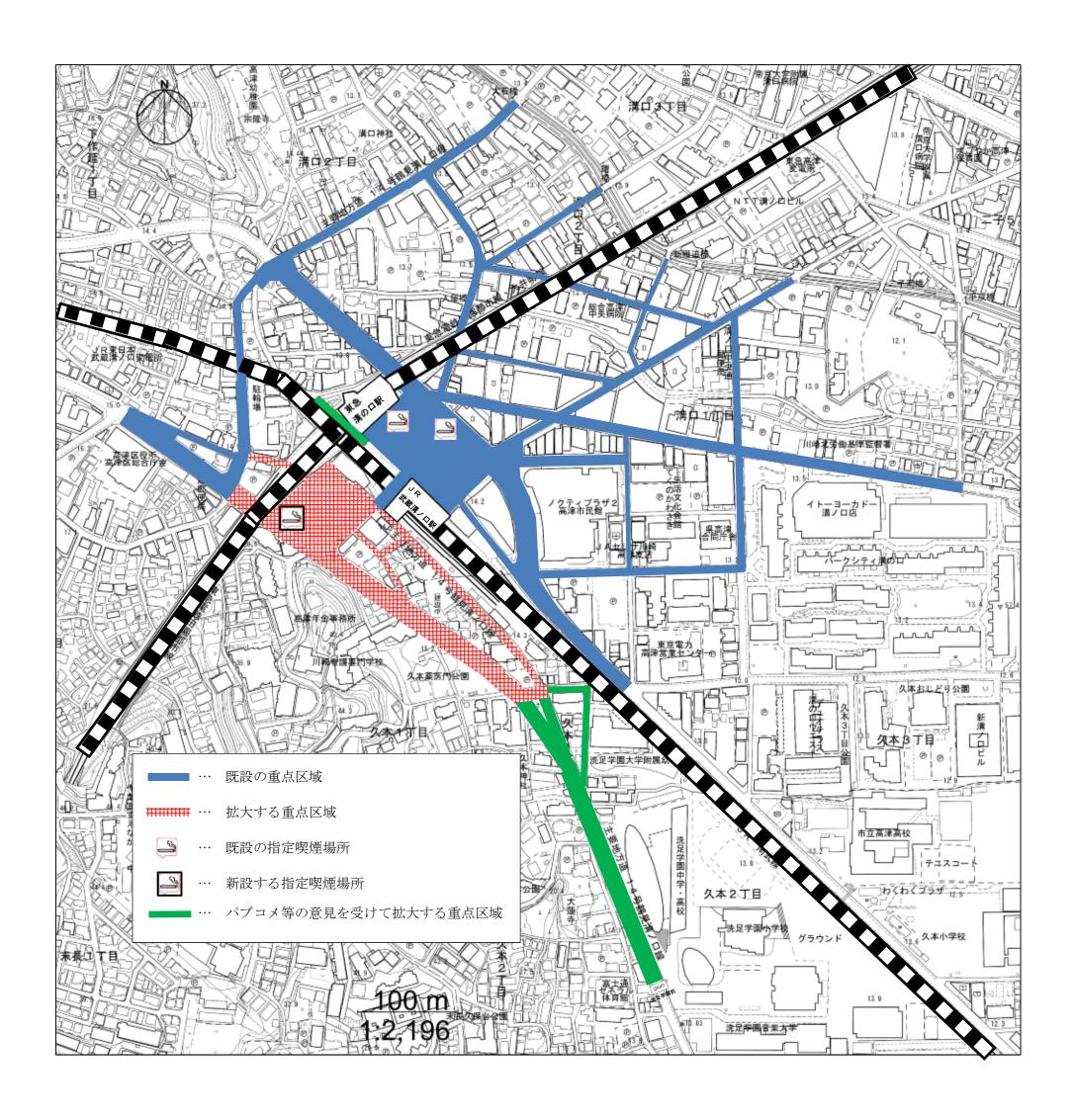
No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	違反者の取締りと罰則の適用を徹底し	違反者に対しては、まず注意・指導を	D
	てほしい。(2件)	行い、路上喫煙及びポイ捨て行為をやめ	
		ていただくことが重要と考えており、注	
		意・指導を行っても、それに従わない悪	
		質な違反者に対して罰則を適用し過料を	
		徴収しています。	
		なお、条例の目的である歩行者の安全	
		確保及び地域環境美化の促進を達成する	
		ために、指導員による巡回活動を実施す	
		るとともに、定期的なキャンペーンなど	
		広報啓発活動を継続して実施していきま	
		す。	
4	ポイ捨ての抑止や違反者の意識改革等	条例で罰則を規定しているのは、罰則	D
	のため、罰則についてはまちの美化・清	を科すことが主目的ではなく、「ポイ捨て	
	掃等の社会奉仕活動に強制的に従事させ	をしない」ことを社会的ルールとして定	
	る制度の整備を検討してほしい。(1件)	着を図ること、違反者への反省を促すこ	
		とが趣旨であります。	
		地域環境美化の意識醸成のためには、	
		指導員による巡回活動、定期的なキャン	
		ペーン等の広報啓発活動を継続して実施	
		していくとともに、キャンペーンの内容	
		や、巡回指導の場所や方法の充実化を図	
		るなど、地域の実情に応じたより効果的	
		な対策を引き続き検討してまいります。	

(4) その他の意見

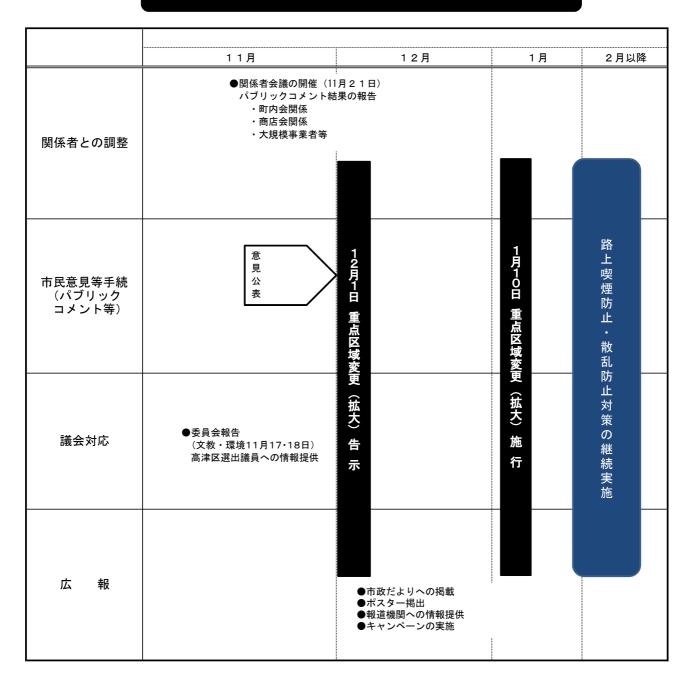
No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
5	パブリックコメント手続き資料に記載	はじめに、武蔵溝ノ口駅周辺の散乱状	D
	されていた川崎駅周辺の散乱物調査の結	況については、今回の重点区域変更(拡	
	果及び、歩行者に占める喫煙者の割合の	大)に先立ち、溝口駅南口広場を含む6	
	結果と同様に、武蔵溝ノ口駅周辺におけ	つの調査地点で調査を行っており、平成	
	る状況について調査を実施し、市民に共	28年4月の調査では261個、6月は	
	有してほしい。(2件)	264個、8月は269個となっており	
		ます。	
		次に、喫煙者の割合については、武蔵	
		溝ノ口駅北口で実施している定点調査に	
		おいて、平成18年4月の調査では1.	
		2%でしたが、平成28年4月の調査で	
		は0%となっております。また、今回の	
		重点区域変更(拡大)予定地である南口	
		周辺について平成28年7月に調査を行	
		ったところ、歩行者に占める喫煙者の割	
		合は0.28%となっております。	
		なお、効果測定のため市内重点区域に	
		おける調査については、今後も継続して	
		行っていくとともに、必要に応じて情報	
		提供してまいります。	

武蔵溝ノロ駅周辺

散乱防止及び路上喫煙防止重点区域変更(拡大)図



今後のスケジュール



パブリックコメント手続用資料

武蔵溝ノ口駅南口周辺整備に伴う散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案についてご意見をお寄せください

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱(ポイ捨て)防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱の防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成28年度中に武蔵溝ノロ駅南口の整備が完了するため、武蔵溝ノロ駅周辺の重点区域を変更 (拡大)し、当該地域における飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止の取組を推進していきます ので、別紙重点区域変更(拡大)案について皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成28(2016)年9月1日(木)~9月30日(金)※郵送の場合は当日消印有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民文化局市民生活部地域安全推進課または環境局生活環境部減量推進課あてにご意見をお寄せください。

- (1) 電子メール (http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/**********.html) 川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従ってご意見を提出してください。
- (2) 郵送•持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

- ・川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課あて(川崎フロンティアビル9階)
- ・川崎市環境局生活環境部減量推進課あて(川崎市役所第3庁舎16階)
- (3) ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3869 (市民文化局市民生活部地域安全推進課) 044-200-3923 (環境局生活環境部減量推進課)

≪注意事項≫

- ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- 記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。 また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭でのご意見の提出は、ご遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

• 路上喫煙防止について : 市民文化局市民生活部地域安全推進課

電話 044-200-2284/FAX 044-200-3869

飲料容器等の散乱防止について:環境局生活環境部減量推進課

電話 044-200-2580/FAX 044-200-3923

1 条例の概要

- ■川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例(通称:ポイ捨て禁止条例)【平成フ年フ月1日施行】
- ■川崎市路上喫煙の防止に関する条例(通称:路上喫煙防止条例)【平成18年4月1日施行】

条例のポイント

〇ポイ捨て禁止条例:地域の環境美化の促進を目的として制定しました

〇路上喫煙防止条例:歩行者の安全確保を目的として制定しました

○散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定します

特に「散乱を防止する」「路上喫煙を防止する」必要があると認める主要駅周辺などを「散乱防止重点区域」「路上喫煙防止重点区域」に指定します。

現在、川崎駅周辺、新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノロ駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ケ丘遊園駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を重点区域として指定しています。

〇条例には罰則を定めています

「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処せられます(指定喫煙場所を除く)。

「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処せられます。

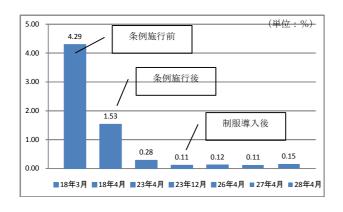
2 重点区域指定の考え方

駅前広場を起点とした主要道路や公共的施設、商店街等を結ぶ道路を重点区域として指定します。 重点区域については、人の往来が多い区域を指定することで、重点的、集中的かつきめ細かな普及啓発 を行うことができ、条例の周知・PR等の効果が図れます。

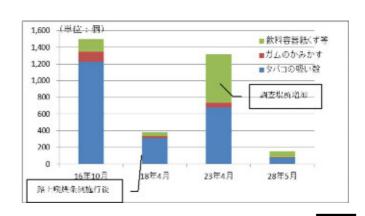
3 重点区域指定による効果

歩行者に占める散乱状況及び喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れています。散乱物についても減少しています。

(参考) 〇川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合 (午前8~9時の定点観測値)



(参考) 〇川崎駅周辺の散乱物調査結果 (15時~17時の定点観測値)



4 重点区域変更(拡大)の目的

安全で快適なまちづくりを目指すため、武蔵溝ノロ駅南口周辺を**散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域** について変更(拡大)し、当該地域における飲料容器等の散乱防止・路上喫煙防止の取組を推進します。

重点区域変更(拡大)の背景

現在、川崎駅周辺(川崎区・幸区)、新川崎・鹿島田駅周辺(幸区)、武蔵小杉駅周辺(中原区)、武蔵溝ノロ駅周辺(高津区)、鷺沼駅周辺(宮前区)、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺(多摩区)及び新百合ヶ丘駅周辺(麻生区)を重点区域として指定しています。武蔵溝ノロ駅南口周辺の整備が、平成28年度中に完了することから、当駅南口周辺を重点区域に加えます。

武蔵溝ノロ駅南口周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案については別図をご覧ください。

なお、喫煙者にルール・マナーを順守していただき、条例の実効性を確保するため、変更(拡大)する重点区域内に、指定喫煙場所を設置する予定です。

5 今後の取組

散乱防止・路上喫煙防止の取組を具体的に推進していくためには、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、 取り組んでいく必要があります。

市民の役割

- ★喫煙ルール・マナーの順守
- ★散乱防止のルール・マナーの順守
- ★キャンペーンへの参加
- ★清掃活動の実施

事業者の役割

- ★啓発活動への協力
- ★飲料容器等の回収容器の設置
- ★キャンペーンへの参加
- ★清掃活動の実施

相互の連携

市の役割

★広報紙等による普及広報活動 ★キャンペーンの実施 ★パトロール等の実施 ★悪質な違反者に対しての罰則適用

■主な普及広報活動

■今後の体制

市政だよりをはじめ、路面標示等の設置、ポスターの掲出、 ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーンなどを通して、 武蔵溝ノロ駅南口周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更 (拡大)に係る普及広報活動を行っていきます。





標識

路面標示

路上喫煙

指定後も、駅頭でのキャンペーンをはじめ、定期的に指導員が巡回し、ポイ捨て行為者及び路上喫煙者に 対する注意・指導を行います。

■重点区域指定施行日(予定)

平成29年1月10日(平成28年12月1日告示)